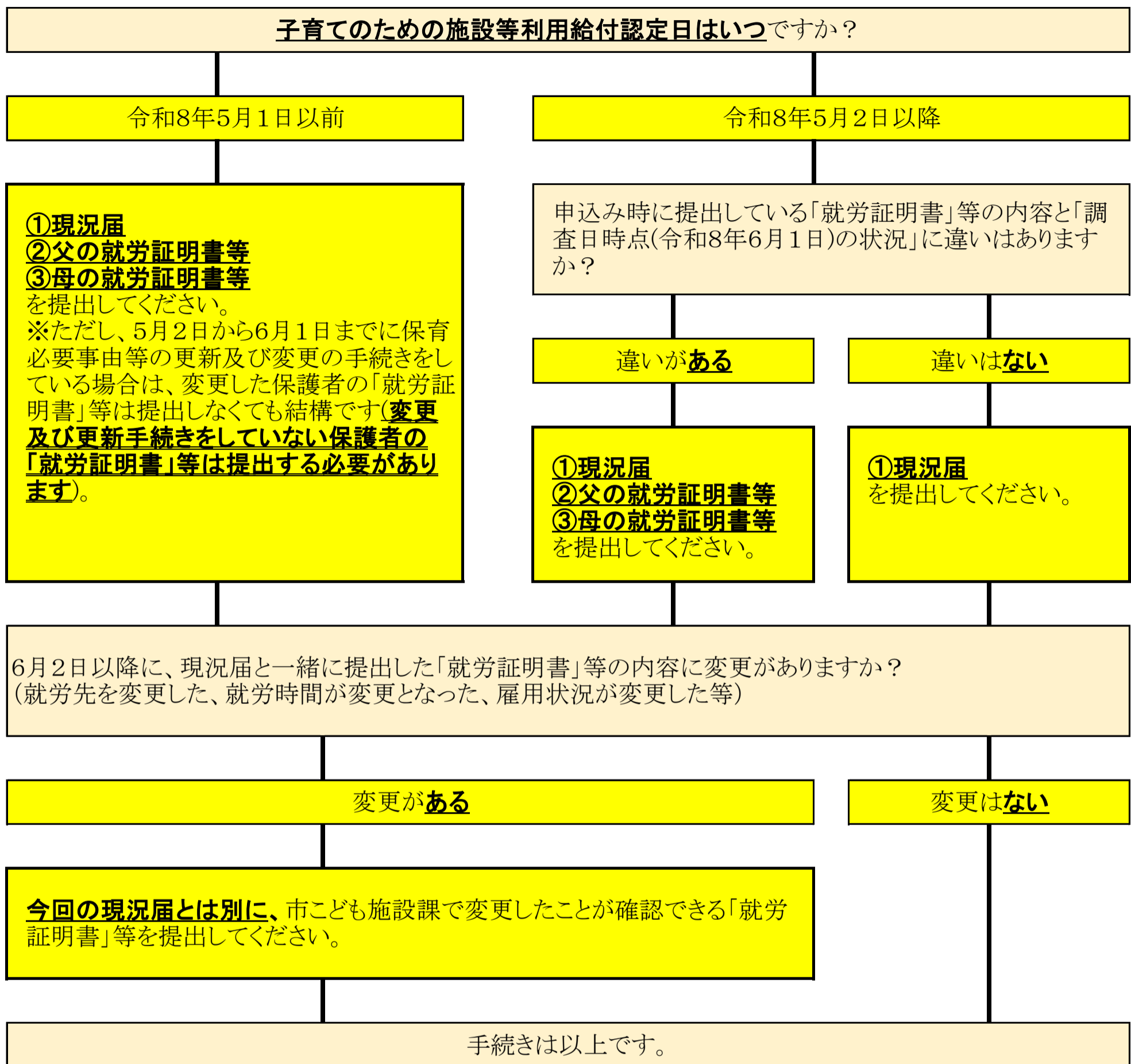


# 現況届 必要手続フローチャート



## <注意事項>

- ・今回の現況届は、子育てのための施設等利用給付認定に係る令和8年6月1日時点の保育必要事由を確認するためのものです。
- ・認定こども園等の保育部分(2号・3号認定)の利用申込み等に係る手続きは別途必要となります。
- ・提出されなかった場合は、現在認定を受けている期間の終了日又は令和8年8月31日までのいずれか早い日をもって認定期間を終了いたします。

認定こども園等の保育部分(2号・3号認定)の利用を希望している場合	認定こども園等の保育部分(2号・3号認定)の利用を希望される場合、利用を希望する月の前月10日までに、別途市こども施設課にて利用申込みを行ってください。
すでに認定こども園等の保育部分(2号・3号認定)の利用申込みを行っている場合	申込み時点から就労時間や保育必要事由等が変更となり、入園(所)利用調整に係る点数が変更となる方は、変更を希望する月の前月10日までに、別途市こども施設課に就労証明書又は保育必要事由申告書等を提出する必要があります。